

新潟市学校給食費等の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

新潟市長 中原八一

新潟市規則第81号

新潟市学校給食費等の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市学校給食費等の管理に関する条例施行規則（令和7年新潟市規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「347円」を「381円」に、「408円」を「455円」に、

「

中等教育学校の後期課程の生徒と同等 の学校給食の提供を受ける者	453円
------------------------------------	------

を

」

「

中等教育学校の後期課程の生徒と同等 の学校給食の提供を受ける者	500円
------------------------------------	------

に改める。

」

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日以後に提供する学校給食に係る学校給食費等について適用し、同日前に提供した学校給食に係る学校給食費等については、なお従前の例による。
- 3 学校給食費等負担者のうち、次の表の左欄に掲げる者に係る別表第2に掲げる第7期

及び第8期の納付額（令和7年度に提供する学校給食等に限る。）については、第3条第1項第1号の規定にかかわらず、次の表の右欄に定める額とする。

区分	第7期及び第8期
小学校の児童と同等の学校給食の提供を受ける者	7, 200円
特別支援学校の小学部の児童と同等の学校給食の提供を受ける者	7, 500円
中学校又は中等教育学校の前期課程の生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	8, 400円
特別支援学校の中学部の生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	8, 800円
中等教育学校の後期課程の生徒と同等の学校給食の提供を受ける者	7, 900円